

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	民事局
名 称	登記事務のコンピュータ化
評 価 の 概 要	平成14年度末現在において、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約63.2%、総会社・法人数の約61.5%のコンピュータ化を完了した。 不動産については平成16年度末、商業については平成15年度末までに、需要の多い都市部を中心として、全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する見込みである。 なお、平成15年度以降も、順次、登記情報の電子化を図り、可及的速やかに登記事務のコンピュータ化を完了させるべく、鋭意努力することとしている。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：移行計画立案実施経費 ②予算額(千円)： 21,102,396千円 ③具体的内容 平成16年度において登記情報を電磁的記録に移行するための経費 (3) その他 ①取組を行った時期： ②具体的内容 平成15年4月1日から同年9月1日までに、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約3%、総会社・法人数の約7%についてコンピュータ化を行った。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 不動産登記については、平成16年度末までに需要の多い都市部等を中心に全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了することとし、また、商業登記については、平成15年度末までに全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了することとした。その後も可及的速やかに登記事務のコンピュータ化を完了させるべく、鋭意努力することとしている。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	民事局
名 称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入
評 価 の 概 要	電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進めることとしているところ、平成14年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、約87%となっており、基本目標を達成している。なお、平成15年度以降においても引き続き計画的な導入を図ることとしている。 (本制度を利用可能な法人の割合を指標とする。) 平成13年度末：約50%以上 平成14年度末：約85%以上 平成15年度末：約95%以上 平成16年度早期：100%
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：電子認証システム実施経費 ②概算要求額(千円)：527,845千円 ③具体的内容：平成16年度における商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入等のための経費 (3) その他 ①取組を行った時期：通年 ②具体的内容：平成15年度においても、商業登記に基礎を置く電子認証制度の計画的な導入を図っているところであり、本年9月1日現在において本制度を利用可能な法人の割合は、約93%に達している。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き計画的な導入を図ることとしている。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	司法法制部
名 称	外国法事務弁護士の在り方についての検討
評 価 の 概 要	平成14年度の外国法事務弁護士の登録者数は前年度に引き続き増加し、渉外的法律事務サービスの供給が安定した状態を維持できた。 また、平成15年に関連法の改正法案が国会に提出され、成立した。当部としては、司法制度改革推進本部の立案作業に協力してきた。 今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、外国法事務弁護士に対するニーズの増加が見込まれることから、制度の整備、拡充を図っていく必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの ①法令名：外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 ②立案制定・改廃の時期 平成15年7月18日改正法成立、同月25日公布、平成16年4月1日施行予定（ただし、下記③記載のアからウまでの内容については、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」を施行日とすることとされた。）。 ③具体的内容 ア 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の撤廃 イ 外国法事務弁護士と弁護士との共同事業等に関する規制の撤廃 ウ 上記提携関係の規制緩和に伴う弊害防止措置 エ 弁護士法改正に伴う綱紀、懲戒規定の改正など (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：外国法事務弁護士制度運営経費 ②概算要求額(千円)：28,140千円 ③具体的内容 外国法事務弁護士となる資格の審査等 (3) その他 機構・定員要求 具体的内容 外国法事務弁護士事務処理体制の充実強化等のため、2名の増員を要求している。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き渉外的法律事務サービスの供給の安定のための取組を進める。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	司法法制部
名 称	債権管理回収業の監督
評 価 の 概 要	立入検査の実施率及びそれに伴う回収先に対するヒアリング実施件数が増加しているとともに、債権回収会社に対する業務改善命令等の行政処分が行われていない状況において、前年度に比べて苦情率が低下していることは、債権回収会社の適切な許可審査及び監督が行われたことの結果、業界における暴力団員等排除の趣旨が徹底されるとともに、過酷な取立てを防止することに寄与することができたものと評価することができる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：債権回収監督制度運営経費 ②概算要求額(千円)：49,012千円 ③具体的内容 債権管理回収業の営業許可の審査等 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するための取組を進める。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	人権擁護局
名 称	民事法律扶助事業の推進
評 価 の 概 要	援助の各件数は、前年度に比べ大幅に伸びており、他方、自己破産事件を大量一括委託してコストを下げる等、事業の効率的執行のための工夫もなされている。援助すべき事案が適切に選別された結果、大半の事件が被援助者の権利が実現される方向で終結している。償還率も向上している。 以上のことから、民事法律扶助事業は適正に実施されたものと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名： 法律扶助事業費補助金
	②概算要求額(千円)： 3, 9 9 1, 0 8 2千円
	③具体的内容 平成16年度においても、自己破産事件の急増に伴い、真に援助を必要とする者が援助を受けられないという事態を招くことのないよう所要の補助金を交付し、民事法律扶助事業の整備及び健全な発展を推進するため、15年度当初予算に比べ約5億円増の増額要求を行った。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き民事法律扶助事業を継続する。
	3. その他 司法制度改革推進本部において、民事法律扶助の拡充について検討中。
備 考	